住民基本台帳法の改正を求める意見書

住民基本台帳の情報のうち、住民の住所、氏名、生年月日、性別の4情報 は、住民基本台帳法第11条の規定により、原則として誰でも閲覧できる状 況にある。

この閲覧制度を悪用して、財産ばかりか命まで奪われてしまう事件が続発 するなど、市民の安全が脅かされていることは、住民票の大量閲覧制度の危 険性を具体的に指摘している。

もちろん住民基本台帳法は「不当な目的」による閲覧を禁止しており、閲 覧請求者に対して目的を記載するよう求めているが、請求を受け付ける職員 が虚偽を見抜くことは至難の業である。このような中、本市では、個人情報 の悪用を防止するため、身分証明書の提示を求めたり、閲覧の日時や回数、 世帯数を限定するなど、労力と時間をかけて大量閲覧の防止に努めているが、 この方法も完全ではない。

よって、国においては、閲覧制度の悪用を未然に防ぐため、住民基本台帳 の閲覧は、公共及び公益目的に限る場合のみ認めるとする法改正を行うよう 強く要望する。

立図書館、市

1

、委員会記録をご覧くださーナーに備えてある本会議図書館、市役所内情報公開

発言の

一部を掲載しています。

議会事務局、

議会報は、

紙面の

都

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月21日

綾瀬市議会議長 近 藤 秀

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣

なお、六月定例会の会議録です。ぜひご利用ください。 の閲覧、はまた、は 九月上 ムページアド ーナー 検索ができます。 旬 から閲覧できる ムペー でも、 ーレスは、 会議録

会議録

| 陳 | 付託委員会 | | 教 育 福 | | 経 済 建 | |
|-----|--------|----------------------|--|---------------|-------------|-----------------|
| IN. | 負 会 | | 1面 社 | | 設 | |
| 情 | 番号 | 42 | 43 | 44 | 40 | 41 |
| の | 件 | とについて育費国庫負地方の財政 | 書」の提出国庫負担制の教育予 | 関する陳情 | の陳情を求める」 | 住民基本台 |
| 審 | | の陳情 料制度を維持 の東情 | 提出を求める背野増額とりある教育を | する陳情でまろうでは、 | | る陳情と |
| 查 | 名 | 行 | の提出を求める陳情書教育予算増額と義務教育費とりある教育を実現するたとりある | 公 」(案) | 択につな輸入 | める陳情本台帳法改正の意見書提 |
| 結 | | するこ | 意育る見費た | 13 | い対再て策開 | 提 |
| 果 | 結審 査 | 趣 17 旨 6 · | 趣 17 旨 6 · | 継 17 統 審 6 | 趣 17 旨 6 | 趣旨了 |
| | 果日 | 承 8 | 承 8 | 查 8 | 承 9 | 承 9 |

9月定例会をあなたも 傍聴してみませんか

- 傍聴の際、希望の方には議案資料を貸し 出しいたします。なお、資料は10部限り ですので窓口での申し込み順となります
- 開会時間は午前9時です。ただし、最終 日は午前9時30分になります
- 日程や時間は状況により変更することが あるため議会事務局にお問い合わせくだ さい

議会事務局 **☎**0467 - 70 - 5644

E-mail: su3110@city.ayase.kanagawa.jp

| 9月定例会 | 会の審議日程(予定) |
|---------|------------|
| 5日(月) | 本会議(議案審議) |
| 6日(火) | 本会議(議案審議) |
| 8日(木) | 教育福祉常任委員会 |
| 9日(金) | 経済建設常任委員会 |
| 12日 (月) | 総務常任委員会 |
| 13日 (火) | 教育福祉常任委員会 |
| 14日 (水) | 経済建設常任委員会 |
| 15日 (木) | 総務常任委員会 |
| 16日 (金) | 基地対策特別委員会 |
| 21日 (水) | 本会議 (一般質問) |
| 22日 (木) | 本会議 (一般質問) |
| 27日 (火) | 本会議 (採決) |

地方の財政力の強化と義務教育費 国庫負担制度堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持・向上を目 的として法制化され、財政的な保障をするための根幹となる制度として、我 が国の義務教育の推進と充実に多大な貢献をしてきた。

しかしながら、昭和59年の「臨時行政調査会」さらに「行財政改革」以 来、国の財政再建や教育行政の地方分権化を理由に、毎年義務教育費国庫負 担制度を見直すとして、制度内容が後退させられてきた。

ここにきて、いわゆる三位一体改革の実態が、地方への負担転嫁による国 の財政再建策にすぎないと指摘する声が強くなっている中、義務教育費国庫 負担制度そのものの廃止を含めた見直し議論が中央教育審議会で行われてい る。仮に本制度が廃止されたなら、全国自治体の財政事情によっては教育費 が保障されず、機会均等が崩れていくことが大いに危惧される。

これらは、義務教育制度の根本を揺るがすもので、地方自治体の財政を一 層圧迫するものであり、義務教育の円滑な推進に重大な支障を来すことから、 決して容認できるものではない。

よって、国においては、地方の財政力を強化するとともに義務教育費国庫 負担制度を堅持し、教育の機会均等の確保並びに教育水準の維持・向上を図 るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月21日

綾瀬市議会議長 近 藤 秀 二

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 文部科学大臣 財務大臣 総務大臣

米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、 BSEの万全な対策を求める意見書

国内でBSE(牛海綿状脳症)感染牛が確認されて以来、政府は、と畜さ れるすべての牛の検査及び特定危険部位の除去、飼料規制の徹底等を行い、 牛肉に対する信頼回復に努めてきた。また、2003年に米国でBSEの発 生が確認されてからは、米国産の牛肉及び牛肉加工品の輸入を禁止してきた。 このような中、政府は、20ヶ月齢以下の牛を全頭検査の対象から除外す ることを決め、さらに現在、米国産牛肉等の輸入再開に向けた動きを進めて

しかし、国内でも変異型クロイツフェルト・ヤコブ病を原因とする死者が 発生しており、また、その発生原因も科学的に十分解明されておらず、そう した中での全頭検査の見直しや米国産牛肉等の輸入再開は、消費者の不安を 増大させるものである。

よって、国においては、BSE問題に対し次の事項に配慮するよう強く要

- 米国産牛肉は、検査体制や特定危険部位の除去、飼料規制、生産・流通 履歴が不明確であるなど対策が不十分なため、拙速な輸入再開を行わない こと。
- 国内のBSE対策については、特定危険部位の除去に関する監視体制の 構築、牛をと畜する際のピッシングの廃止、飼料対策を含めた対策を万全 に実施するとともに、全頭検査の見直しは、これらの対策の実効性が確認 された後に検討するものとし、各自治体で行う全頭検査に対して、財政措 置を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月21日

厚木基地に関する要望書提出

防衛施設庁ほか)

綾瀬市議会議長 近 藤 秀 二

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 農林水産大臣 厚生労働大臣 食品安全担当大臣 あて

> 13 10 9 8 日日日日 27 20 16 日 日 日 5 月 日 6 月 \exists 厚木基地周辺の騒音 直しに関する要望書 直しに関する要望書 (防衛施設庁ほか) 教育福祉常任委員会 経済建設常任委員会 経済建設常任委員会 議会運営委員会 議会全員協議会 6月定例会本会議 月定例会本会議 議会全員協議会 音区域の見 全員協議会 (第2日) (初日) 議会運営

21 17 日 日 集委員会

6月定例会本会議(最終日) 議会全員協議会・議会報編

議

会 0

動

25日·26日 基地対策特別委員会行 阜基地) 阜県各務原市 議員来市 7月臨時会・議会全員協議会 大和市議会議員来市 議会報編集委員会 子市)・鹿児島県鹿屋市議会 議会運営委員会行政視察(逗 議会運営委員会